

公益社団法人日本超音波医学会認定超音波指導医の推薦・認定に関する内規

(平成2年2月9日制定)
 (平成4年3月27日改正)
 (平成6年3月4日改正)
 (平成10年7月1日改正)
 (平成12年9月22日改正)
 (平成14年12月20日改正)
 (平成23年11月25日改正)
 (平成25年3月1日改正)
 (平成25年4月1日改正)
 (平成26年11月28日改正)
 (平成27年2月6日改正)
 (平成27年3月6日改正)
 (平成27年8月7日改正)
 (平成28年4月1日改正)
 (平成29年3月10日改正)
 (平成29年8月18日改正)
 (平成31年4月24日改正)
 (令和3年4月30日改正)
 (令和5年1月20日改正)

- 1 本内規は、公益社団法人日本超音波医学会(以下「本会」という。)認定超音波専門医制度規則第13条に基づき、超音波指導医(以下「指導医」という。)の認定に関する基準を定める。
- 2 指導医は、超音波医学に関する豊富な学識と経験を有し、臨床・研究・及び教育に十分な能力と情熱を有する者で、かつ、次の各号に定める条件をすべて満たしていなければならない。
 - 一 専門医であること。
 - 二 申請時において、10年以上継続の本会正会員、シニア会員、名誉会員又は功労会員(期間中にここに掲げる一つの資格からここに掲げる他の資格に種別変更があった場合を含む。)のいずれかであること。
 - 三 最近5年間に、超音波専門医資格更新実施内規に定める研修・業績単位を150単位以上取得していること。ただし、第3項に定める専門医・検査士の育成実績及び学会活動などに関わる単位をこれに含めることができる。
 - 4 専門医・検査士の育成実績及び学会活動などに関わる単位とは、最近5年間のものとし、以下のとおりとする。

| | |
|---------------------|------------|
| 一 育成した専門医(注1) | 1人につき 50単位 |
| 二 育成した検査士(注1) | 1人につき 20単位 |
| 三 理事・監事・学会幹事としての活動 | 1年につき 10単位 |
| 四 各種委員会委員としての活動(注2) | 1年につき 10単位 |
- 注1：専門医・検査士の育成実績は、それぞれ認定試験受験申請書・個人票にある「直接教育・指導を受けた指導医及び専門医」欄の指導者として氏名が記載されていることをもって認める。
- 注2：複数の委員会委員であっても、1年につき10単位とする。
- 5 指導医は、領域別に定める。その領域は、「総合」(英文名「Integrated Sonology」),「循環器」(英文名「Cardiology」),「消化器」(英文名「Gastroenterology」),「泌尿器」(英文名「Urology」),「産婦人科」(英文名「Obstetrics & Gynecology」),「乳腺」(英文名「Mammology」),「甲状腺」(英文名「Thyroidology」),「眼科」(英文名「Ophthalmology」),「運動器」(英文名「Orthopaedy」),「脳神経」(英文名「Neurology」)及び「呼吸器」(英文名「Respirology」)とする。
- 6 本会認定超音波専門医制度委員会(以下「本委員会」という。)は、指導医の申請方法を会員に公示し、申請(自薦)のあった者、あるいは第2項の規定を満たし他薦を受けた者のうち、指導医として適格と認めた者を理事会に推薦する。理事長は、これらの者に対して理事会の議を経て認定し認定する。
ただし、申請する者は手数料(郵便切手500円分)を添えて、期間中に理事長に提出しなければならない。
- 7 認定を受けた指導医については、指導医一覧にて公示する。ただし、指導医一覧への公示を希望しない者は、本委員会に連絡すること。
- 8 本委員会は、構成員の2/3以上が不適格と認めた場合、任期中であっても指導医の認定を取り消すよう理事会に進言できる。
- 9 指導医が資格条件を喪失したとき、及び本委員会から指導医の認定を取り消すよう進言があった場合、理事長は、理事会の議を経て指導医の認定を取り消す。
- 10 超音波専門医資格更新猶予期間ないし保留期間は、指導医を呼称することができない。
- 11 この内規の改廃は、本委員会の発議により規約担当理事の議を経て、理事会の承認を得なければならぬ。

附 則

- 1 この内規は、平成2年2月9日から施行する。
- 2 昭和62年6月15日本会の設立における日本超音波医学会の正会員として継続した期間は、第2項第2号の年数に通算する。

- 3 平成2年度の第1回認定及び平成3年度の第2回認定の指導医の任期は、第4項の規定にかかわらず、それぞれ平成8年11月30日及び平成9年11月30日までとする。
- 4 この内規の改正は、平成12年9月22日から施行する。
- 5 注1にある「直接教育・指導を受けた指導医及び専門医」欄による専門医の育成実績の証明は、平成13年度(第11回)認定試験申請より実施する。ただし、平成16年度までの指導医申請にあたっては、従前の「意見書(様式5)」署名者及び「指定施設研修終了証明書(様式4)」にある研修指導担当医も育成実績者として認める。
- 6 「検査士の育成実績」に関して、「直接教育・指導を受けた指導医及び専門医」欄による育成実績認定方式が開始されてからの4年間は「推薦状」署名者も育成実績者として認める。
- 7 この内規の改正は、平成14年12月20日から施行する。
- 8 この内規の改正は、平成23年11月25日から施行する。
- 9 この内規の改正は、平成25年3月1日から施行する。
- 10 この内規の改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 11 この内規の改正は、平成26年11月28日から施行する。
- 12 この内規の改正は、平成27年2月6日から施行する。なお、附則の6は、廃止する。
- 13 この内規の改正は、平成27年3月6日から施行する。
- 14 この内規の改正は、平成27年8月8日から施行する。
- 15 この内規の改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 16 この内規の改正は、平成29年3月10日から施行する。
- 17 この内規の改正は、平成29年8月18日から施行する。
- 18 この内規の改正は、平成30年4月24日から施行する。
- 19 この内規の改正は、令和3年4月30日から施行し、令和3年7月1日から適用する。
- 20 この規則の改正は、令和5年1月20日から施行する。